

【令和5年度版】 地方競馬全国協会

畜産振興事業のご案内

(重種馬関連事業)

畜産振興事業は、重種馬の生産振興を図るため、重種馬の生産者に対して奨励金を交付する事業等を実施する団体に補助金を交付します。

令和3年度～令和7年度の5か年を事業実施期間とし、令和3年度に事業実施主体の公募を実施しました。また、令和5年度についても追加公募(2/20提出締切)を実施しました。

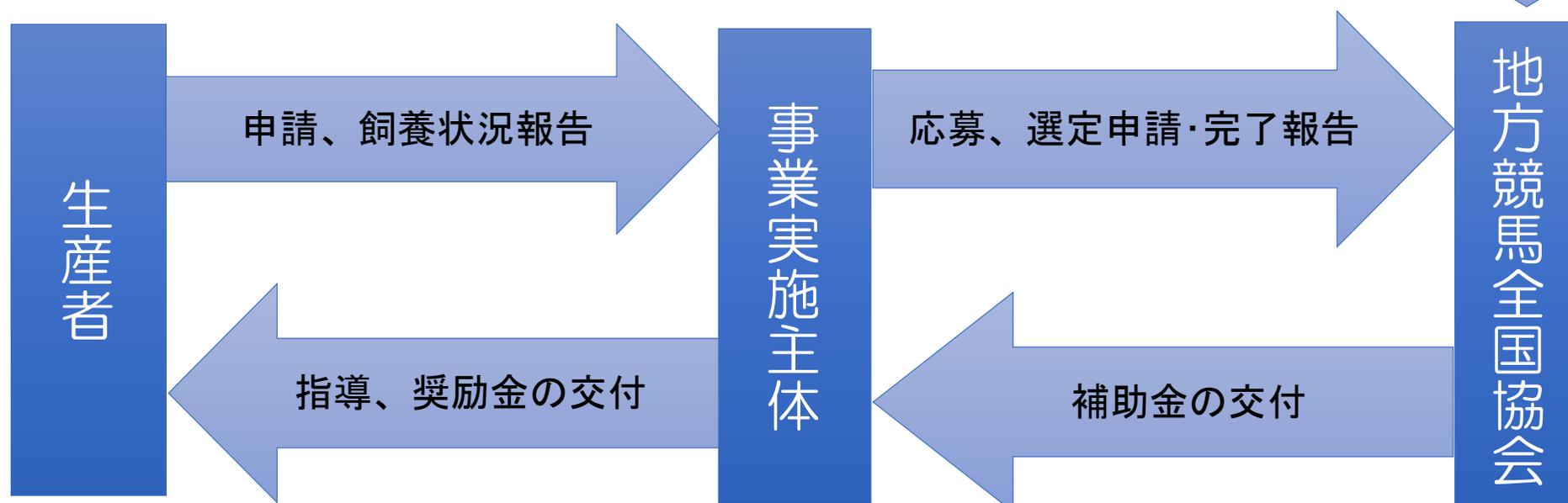


事業の概要

- ・ 繁殖用雌馬の保留・導入
- ・ 種付けを行った種雄馬
- ・ 生産された子馬
- ・ ばんえい競馬の能検合格馬の父馬 & 母馬
- ・ ばんえい競馬出走に対する奨励

事業の仕組み

畜産振興事業は、ばんえい競馬をはじめとした地方競馬の売上を原資として、馬の改良増殖及び畜産振興を図るために実施する事業です。



重種種馬の導入

- 種雄馬の導入、種雌馬の導入・貸付事業に対して補助金を交付します。

重種種馬の導入

重種種馬の導入にかかる導入費を補助する事業

- 『(公社)日本馬事協会』が事業実施主体となって種雄馬及び種雌馬を導入し、希望団体に配置または貸付しています。



重種種雌馬の改良増殖推進

①奨励金交付事業

・繁殖用の雌馬の保留・導入
に対して補助金を交付します。

種雌馬を保留(自家生産)または導入(市場等で購買)した飼養者に奨励金を交付する事業

純粋種：360,000円 以内

純粋種以外：340,000円 以内

ばんえい競馬出走馬：460,000円 以内

※増頭加算：上記金額に増頭数 1 頭当たり100,000円以内を上乗せ

- 当該年から3年間繁殖の用に供することが条件となります。
- 当該年（1～12月）中に繁殖登録を受けていることが条件となります。
（既に登録を受けている馬を当該年に導入した場合も対象とします。）
- 繁殖登録時4歳以下、ばんえい出走馬は9歳以下が対象です。
（既に登録を受けている馬は、導入時の年齢が4歳以下又は9歳以下。）

重種種雌馬の改良増殖推進

②導入貸付事業

- ・繁殖用の雌馬の保留・導入
に対して補助金を交付します。

農協等が種雌馬を購入し、飼養者に貸付を行う事業

純粋種：360,000円 以内

純粋種以外：340,000円 以内

ばんえい競馬出走馬：460,000円 以内

- ・事業実施主体は、購入した種雌馬を飼養者に3年以上の貸付契約により貸し付けます。
- ・当該年から3年間繁殖の用に供することが条件となります。
- ・当該年（1～12月）中に繁殖登録を受けていることが条件となります。
（既に登録を受けている馬を当該年に導入した場合も対象とします。）
- ・繁殖登録時4歳以下、ばんえい出走馬は9歳以下が対象です。
（既に登録を受けている馬は、導入時の年齢が4歳以下又は9歳以下）

重種馬の繁殖奨励

- 種付を行った種雄馬、生産された子馬、ばんえい競馬の能力試験合格馬の父馬・母馬に対して奨励金を交付します。

①優良種雄馬繁殖奨励（種付奨励）

種付けをおこなった種雄馬に対して奨励金を交付する事業

種雄馬1頭あたり

純粋種：100,000円 以内（R4:100,000円以内）

純粋種以外：80,000円 以内（R4:70,000円以内）

- 純粋種の種雄馬は1頭以上、純粋種以外は北海道8頭以上、その他の県4頭以上に種付けすると補助の対象となります。

重種馬の繁殖奨励

- 種付を行った種雄馬、**生産された子馬**、ばんえい競馬の能力試験合格馬の父馬・母馬に対して奨励金を交付します。

②子馬生産奨励（生産奨励）

生産された子馬に対して奨励金を交付する事業

子馬1頭あたり：54,000円 以内

- 生産した子馬の頭数に応じて交付されます。
（例）重種馬を3頭生産した場合：54,000円 × 3頭 = 162,000円

重種馬の繁殖奨励

- 種付を行った種雄馬、生産された子馬、**ばんえい競馬の能力試験合格馬の父馬・母馬**に対して奨励金を交付します。

③改良促進奨励（優良種雄馬改良促進奨励）

ばんえい競馬の能力試験合格馬の父馬の飼養者に奨励金を交付する事業

合格馬 1 頭あたり：55,000円 以内

- 合格馬の頭数に応じて交付されます。

（例）産駒が 5 頭合格 $55,000\text{円} \times 5\text{頭} = 275,000\text{円}$

重種馬の繁殖奨励

- 種付を行った種雄馬、生産された子馬、ばんえい競馬の能力試験合格馬の父馬・母馬に対して奨励金を交付します

④改良促進奨励（優良種雌馬改良促進奨励）

ばんえい競馬の能力試験合格馬の母馬の飼養者に奨励金を交付する事業

合格馬1頭あたり

道内生産馬：220,000円 以内

道外生産馬：上記金額に最大200,000円 を上乗せ ※

※ 上乗せ額

東北産：50,000円以内 中国・四国産：150,000円以内

九州・沖縄産：200,000円以内 その他の本州：100,000円以内

その他重種馬生産振興

優良重種馬生産奨励

当該年度に能力試験に合格し、ばんえい競馬に出走した2歳（明け3歳）馬の生産者に対して奨励金を交付する事業

ばんえい競馬 1 出走あたり：12,000円 以内

その他重種馬生産振興

優良重種馬生産者支援啓発

ばんえい競馬重賞出走馬の生産者支援のための各種イベントを実施する事業
※『帯広市』が実施

馬事普及啓発推進

馬事畜産の普及啓発のための各種事業（イベント、調査研究、資料作成）
※『（公社）日本馬事協会』が実施

その他重種馬生産振興

重種種馬施設等整備

(1) 機械施設等導入費補助事業

以下の①、②に該当する者に機械施設等の導入費の一部を補助する事業

- ① (公社)日本馬事協会が行う重種種雌馬貸付事業の貸付馬飼養管理者
(以下「貸付馬飼養者」)
- ② 重種種雌馬の改良増殖推進事業で過去3年間 (R2~R4年度) に奨励金の
交付を受けた者 (以下「奨励金受給者」)

	補助率	上限額
貸付馬飼養者 :	2/3 以内	(1000万円)
奨励金受給者 :	1/2 以内	(750万円)

- ※ 機械施設等とは、トラクター、トラック、給水施設などです。
- ※ リースを利用した導入も対象となります。

その他重種馬生産振興

重種種馬施設等整備

(2) 施設等整備費補助事業

重種馬生産者に対する重種馬生産に係る施設等の整備に要する経費の一部を補助する事業

	補助率	上限額
重種馬生産者：	1/2 以内	(750万円)

- ※ 施設等とはきゅう舎、牧柵、馬積み下ろし施設などです。
- ※ 施設等の整備には、自家施工に用いる資材等の購入費も含まれます。

重種馬生産者支援体制強化費

重種馬生産者が当協会の畜産振興事業を活用するためには事業実施主体となる農協等の協力が不可欠であることから、事業に参加した農協等の生産者団体に対して、下記のとおり重種馬生産者支援体制強化費を支給します。

(事業名)	(単位：円)
「重種種雌馬の改良増殖推進」事業	
① 繁殖奨励金（奨励金交付）	500,000
② // （導入貸付）	500,000
「重種馬の繁殖奨励」事業（※1）	
① 優良種雄馬繁殖奨励（種付奨励）	200,000
② 子馬生産奨励（生産奨励）	200,000
③ 改良促進奨励（優良種雄馬改良促進奨励）	200,000
④ // （優良種雌馬 // ）	200,000
「重種種馬施設等整備」事業	
① 機械施設等導入費補助	500,000
② 施設等整備費補助	500,000
	(※2)

※1)

重種馬の繁殖奨励事業は、事業実施主体として取りまとめを行う農協連と事業に参加する農協それぞれに対して、重種馬生産者支援体制強化費を支給します。

※2)

重種馬生産者支援体制強化費の支給は1事業ごととなります。

お問い合わせ先

地方競馬全国協会 畜産振興部 畜産振興課

〒106-0041 東京都港区麻布台2-2-1

TEL : 03-3583-2146

E-mail : chikushin@nar.keiba.go.jp

※ 公募のお知らせ・補助事業実施要綱などは
地方競馬全国協会のホームページに掲載いたします。

⇒ <https://www.keiba.go.jp/association/livestock.html>